

令和 6 年から

R6.1月現在

紙おむつ給付事業の配達が変わります

現在

- ・偶数月の中旬から下旬にかけて、2か月分の紙おむつ等を配達
- ・タイプ変更等は、奇数月末（偶数月の前月末）までに連絡

変更点

R6
以降

- 配達月は、お届け先の住所により異なり、
**偶数月に配達するエリアと奇数月に配達するエリアに分けて、
2か月分ずつ配達を行います。**
※エリアについての詳細は、資料 2 を御参照ください。
- 配達月の変更に伴い、タイプ変更等の受付期間が変わります。
タイプ変更等は、配達月の前月15日までに御連絡をお願いします。
※配達月とタイプ変更等の受付期間についての詳細は、資料 3 を御参照ください。
- 配達時間の指定は、「午前」又は「午後」の指定が可能です。
曜日の指定や「〇時～□時」、「〇時以降」等の指定はできませんので、御了承ください。
- 紙おむつの組み合わせやサイズに変更はございません。

御不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先まで御連絡ください。

«お問い合わせ先»

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所

長寿福祉課 在宅福祉係 TEL：087-839-2346